別表四の二付表の表を次のように改める。

別表四の二付表　個別所得の金額の計算に関する明細書

連結事業年度	・　・　・	法人名	（　　）

区分			総額	処分	
				留保	社外流出
			①	②	③
当期利益又は当期欠損の額		1	円	円	配当 円 その他
加算	減価償却の償却超過額	2			
	役員給与の損金不算入額	3			その他
		4			
		5			
		6			
	小計	7			
減算	減価償却超過額の当期認容額	8			
	被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額	9			※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八（二）「13」）	10			※
	受贈益の益金不算入額	11			※
	適格現物分配に係る益金不算入額	12			※
		13			
		14			
		15			
	小計	16			外※
仮計（(1)＋(7)－(16)）		17			外※
加算	損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）	18			
	損金の額に算入した連結法人税個別帰属額	19			
	損金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）の負担額	20			その他
	損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税	21			
	損金の額に算入した道府県民税利子割額	22			
	損金の額に算入した納税充当金	23			
	損金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	24			その他
	小計	25			
減算	益金の額に算入した連結法人税個別帰属額	26			
	益金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）の受取額	27			※
	納税充当金から支出した事業税等の金額	28			
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	29			
	所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等	30			※
	小計	31			外※
仮計（(17)＋(25)－(31)）		32			外※
受取配当等の益金不算入額の個別帰属額（別表八の二「29」）		33	△		※ △
交際費等の損金不算入額の個別帰属額（別表十五の二「20」）		34			その他
仮計（(32)から(34)までの計）		35			外※
寄附金の損金不算入額の個別帰属額（別表十四の二「36」）		36			その他
沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額（別表十(一)「9」又は「12」）		37	△		※ △
法人税額から控除される所得税額の個別帰属額（別表六の二(一)「22」）		38			その他
税額控除の対象となる個別外国法人税の額等（別表六(二の二)「10」－別表十七(二の二)「39の計」）		39			その他
連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九(二)「10」）		40			
仮計（(35)から(40)までの計）		41			外※
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(二)「42」）		42	△		※ △
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額（別表十(三)「19」、「20」又は「22」）		43			※
仮計（((41)＋(42)－(43))又は((41)＋(42)＋(43))）		44			外※
契約者配当の益金算入額（別表九(一)「13」）		45			
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額		46			※
仮計（(44)から(46)までの計）		47			外※
連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額（別表七の二付表一「17の計」＋(別表七の二付表三「11」、「22」又は「31」)）		48	△		※ △
残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税の損金算入額		49	△	△	
個別所得金額又は個別欠損金額		50			外※

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表四の二付表の記載要領第三号中「第９条の２第１項第７号」を「第９条の２第１項第６号」に、「同項第８号」を「同項第７号」に、「第９条第１項第９号及び第10号」を「第９条第１項第11号及び第12号」に改め、同第四号中「次号」の次に「及び第６号」を加え、同記載要領に次の二号を加える。

６　各連結法人が平成22年10月１日以後に適格合併に該当しない合併により当該連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して移転した法第61条の13第１項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額について、法第81条の３第１項（法第61条の13第１項の規定により個別損金額又は個別益金額を計算する場合に限る。）の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合には、「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額(46)」の欄は、当該損金の額又は益金の額に算入される金額を減算し、又は加算した金額を記載すること。

７　事業税の額には、地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税の額を含めて記載すること。